

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共料金等の支払い猶予状況

※既存制度を含め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方に適用できる場合があるものの一覧です。

| 名称 | 対象者 | 相談に応じる内容 | | | | 対象期間 | 手続き | 問い合わせ先 市外局番 (045) |
|--|---|----------|-----------|----|----|---------------------------------|---|--|
| | | 猶予 | 期間 | 分割 | 減免 | | | |
| 市税 (個人市民税、法人市民税、 軽自動車税、固定資産税、都 市計画税、事業所税など) | 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は猶予制度があります。 (災害等の猶予) →患者が発生した施設で消毒作業により備品が棄損し廃棄した場合など (疾病等の猶予) →本人や生計を一にする親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合など (事業の休廃止等の猶予) →新型コロナウイルス感染症の影響でキャンセルが相次ぎ営業を停止した場合など (事業に著しい損失) →予約のキャンセルが相次ぎ、食材を廃棄した等の理由により事業に著しい損失がでた場合 | ○ | 原則1年間 | ○ | | 特になし | (個人市民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税・事業所税) 申請書と事実を証する書類などの添付資料を各区税務課収納担当へ提出し申請してください。 (市外所在の特別徴収義務者の個人市民税特別徴収分について) 市外所在の特別徴収義務者の方は申請書と事実を証する書類などの添付資料を納税管理課滞納整理担当へ提出し申請してください。 詳細は、各区税務課収納担当又は納税管理課滞納整理担当にご相談ください。 | 各区役所代表電話 鶴見区役所 510-1818 神奈川区役所 411-7171 西区役所 320-8484 中区役所 224-8181 南区役所 341-1212 港南区役所 847-8484 保土ヶ谷区役所 334-6262 旭区役所 954-6161 磯子区役所 750-2323 金沢区役所 788-7878 港北区役所 540-2323 緑区役所 930-2323 青葉区役所 978-2323 都筑区役所 948-2323 戸塚区役所 866-8484 栄区役所 894-8181 泉区役所 800-2323 瀬谷区役所 367-5656 納税管理課滞納整理担当 電話 671-3764 |
| | 新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降、事業等の収入が前年同期比で概ね20%以上減少し、一時に納付することが困難な方 | ○ | 1年間(延長なし) | ○ | | 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するもの | (個人市民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税・事業所税) 関係法令の施行から2か月後(6月30日)、又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。 (市外所在の特別徴収義務者の個人市民税特別徴収分について) 市外所在の特別徴収義務者の方は関係法令の施行から2か月後(6月30日)、又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。 詳細は、各区税務課収納担当又は納税管理課滞納整理担当にご相談ください。 | |
| 土地建物貸付料(財政局) | 財政局所管の土地・建物を借り受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方 | ○ | 原則、令和2年度中 | ○ | | 令和2年度中に納期限が到来するもの | 右記連絡先へご相談ください | 財政局 管財課 671-3806 |
| 住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明・市税証明の発行手数料(市民局・財政局) | 新型コロナウイルス感染症に係る融資や貸付、各種支援制度等の手続きをされる方 | | | | ○ | 令和2年4月30日以降に交付するもの | 証明書交付請求書(申請書)に使用目的を記載して申請してください。 *コンビニエンスストアで住民票の写し等を取得する場合は減免の対象となりません | 各区役所代表電話 鶴見区役所 510-1818 神奈川区役所 411-7171 西区役所 320-8484 中区役所 224-8181 南区役所 341-1212 港南区役所 847-8484 保土ヶ谷区役所 334-6262 旭区役所 954-6161 磯子区役所 750-2323 金沢区役所 788-7878 港北区役所 540-2323 緑区役所 930-2323 青葉区役所 978-2323 都筑区役所 948-2323 戸塚区役所 866-8484 栄区役所 894-8181 泉区役所 800-2323 瀬谷区役所 367-5656 |
| 勤労者福祉共済掛金 (市内中小企業向けの福利厚生事業「ハマふれんど」の掛金) | 支払いの猶予を希望される事業主 | ○ | 6か月以内 | | | 令和2年4月以降に納期限が到来するもの | 経済局雇用労働課にご相談ください | 電話 671-2343 |
| 市場施設使用料 | 市場施設の使用許可等を受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により、申請する月の前月または前々月において、前年同月の売上比が5%以上減少した方で支払いの猶予を希望される方 | ○ | 5か月間 | | | 令和2年5月支払分から9月支払分まで | 対象施設の使用許可等申請手続きをいただいた部署へお問い合わせ下さい(右記参照)。 | 経済局中央卸売市場 本場運営調整課 459-3322 食肉市場運営課 511-0445 |

| 名称 | 対象者 | 相談に応じる内容 | | | | 対象期間 | 手続き | 問い合わせ先 市外局番 (045) |
|---|---|----------|--------|-------------|----|--|---|--|
| | | 猶予 | 期間 | 分割 | 減免 | | | |
| 保育所利用料(保育料) | 新型コロナウイルスの影響で世帯の収支が著しく変動し、やむをえず支払えない方。 | ○ | 1年以内 | ○ | ○ | 令和2年3月2日以降に納期限が到来するもの | 【減免】各区こども家庭支援課にご相談ください 【支払猶予】こども青少年局保育・教育運営課にご相談ください | 各区役所代表電話 鶴見区役所 510-1818 神奈川区役所 411-7171 西区役所 320-8484 中区役所 224-8181 南区役所 341-1212 港南区役所 847-8484 保土ヶ谷区役所 334-6262 旭区役所 954-6161 磯子区役所 750-2323 金沢区役所 788-7878 港北区役所 540-2323 緑区役所 930-2323 青葉区役所 978-2323 都筑区役所 948-2323 戸塚区役所 866-8484 栄区役所 894-8181 泉区役所 800-2323 瀬谷区役所 367-5656 こども青少年局保育・教育運営課 電話 671-2399 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (母・父子家庭等の方の自立支援のための貸付) | 新型コロナウイルスの影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった借受人の方 | ○ | 最大で1年間 | | | 令和2年4月1日以降に償還期限が到来するもの | こども青少年局こども家庭課にご相談ください | 電話 671- 2395 |
| 国民健康保険料 | 新型コロナウイルス感染症の影響で収入等が減少し、納付ができないと認められる方など | ○ | 6か月以内 | ○ ※状況による | ○ | ・徴収猶予は納期限までに申請してください。なお、第1期の納期限は令和2年6月30日です。 ・減免についても納期限までの申請が原則ですが、やむを得ない理由がある場合は納期限後でも申請が可能な場合があります。 ・国の基準に基づき、「新型コロナウイルス感染症による収入減少等減免」の制度を開始しました。横浜市国民健康保険ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。 | お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せのうえ、お手続きください。 | 各区役所代表電話 鶴見区役所 510-1818 神奈川区役所 411-7171 西区役所 320-8484 中区役所 224-8181 南区役所 341-1212 港南区役所 847-8484 保土ヶ谷区役所 334-6262 旭区役所 954-6161 磯子区役所 750-2323 金沢区役所 788-7878 港北区役所 540-2323 緑区役所 930-2323 青葉区役所 978-2323 都筑区役所 948-2323 戸塚区役所 866-8484 栄区役所 894-8181 泉区役所 800-2323 瀬谷区役所 367-5656 |
| 後期高齢者医療保険料 | 新型コロナウイルス感染症の影響で収入等が減少し、納付ができないと認められる方など | ○ | 6か月以内 | ○ ※状況による | ○ | ・徴収猶予は原則徴収猶予を受けようとする月の前月までに提出してください。なお、第1期の納期限は令和2年7月31日です。 ・減免についても納期限までの申請が原則ですが、やむを得ない理由がある場合は納期限後でも申請が可能な場合があります。 ・既存の制度に加え、国の通知を踏まえた減免についても、対応予定です。 | お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せのうえ、お手続きください。 | 各区役所代表電話 鶴見区役所 510-1818 神奈川区役所 411-7171 西区役所 320-8484 中区役所 224-8181 南区役所 341-1212 港南区役所 847-8484 保土ヶ谷区役所 334-6262 旭区役所 954-6161 磯子区役所 750-2323 金沢区役所 788-7878 港北区役所 540-2323 緑区役所 930-2323 青葉区役所 978-2323 都筑区役所 948-2323 戸塚区役所 866-8484 栄区役所 894-8181 泉区役所 800-2323 瀬谷区役所 367-5656 |
| 介護保険料 | 新型コロナウイルス感染症の影響で収入等が減少し、納付ができないと認められる方など | ○ | 6か月以内 | ○ ※状況による | ○ | ・徴収猶予は納期限までに申請してください。なお、第1期の納期限は令和2年6月30日です。 ・減免についても納期限までの申請が原則ですが、やむを得ない理由がある場合は納期限後でも申請が可能な場合があります。 ・国の基準に基づき、「新型コロナウイルス感染症による収入減少等減免」の制度を開始しました。市介護保険課のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。 | お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せのうえ、お手続きください。 | |

| 名称 | 対象者 | 相談に応じる内容 | | | | 対象期間 | 手続き | 問い合わせ先 市外局番 (045) |
|-------------------------|--|----------|--|----|----|--|--|---|
| | | 猶予 | 期間 | 分割 | 減免 | | | |
| 国民年金保険料 | 新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入等が減少し、国民年金保険料の納付が困難な方 | ○ | 猶予が認められた期間の保険料は納付することを要しませんが、将来の年金額を増やすために、10年以内であればさかのぼって納付することができます。 | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 免除・猶予は令和2年2月分から6月分まで(令和2年7月以降分は改めて申請が必要です。) 学生納付特例は、令和元年度分として令和2年2月分から令和2年3月分まで、令和2年度分として令和2年4月分から令和3年3月分まで | <p>お住まいの区の区役所保険年金課又は管轄の年金事務所にお問合せのうえ、お手続きください。</p> | <p>各区役所代表電話 鶴見区役所 510-1818 神奈川区役所 411-7171 西区役所 320-8484 中区役所 224-8181 南区役所 341-1212 港南区役所 847-8484 保土ヶ谷区役所 334-6262 旭区役所 954-6161 磯子区役所 750-2323 金沢区役所 788-7878 港北区役所 540-2323 緑区役所 930-2323 青葉区役所 978-2323 都筑区役所 948-2323 戸塚区役所 866-8484 栄区役所 894-8181 泉区役所 800-2323 瀬谷区役所 367-5656</p> <p>管轄年金事務所電話 港北区、緑区、青葉区、都筑区にお住まいの方 港北年金事務所 546-8888</p> <p>鶴見区、神奈川区にお住まいの方 鶴見年金事務所 521-2641</p> <p>西区、中区にお住まいの方 横浜中年金事務所 641-7501</p> <p>保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区にお住まいの方 横浜西年金事務所 820-6655</p> <p>南区、港南区、磯子区、金沢区にお住まいの方 横浜南年金事務所 742-5511</p> |
| 公園使用料 | 公園行為許可申請等を行ったものの、新型コロナウイルスの影響で使用を中止した方 | | イベント等を中止した場合、前納いただいた公園使用料を返還します | | | 令和2年2月29日から5月6日の間の使用(外出自粛要請等が継続される場合、期間は延長する可能性があります。) | 申請を行った各区土木事務所・公園緑地事務所に公園使用料返還申請書をご提出ください。 | <p>鶴見土木事務所 510-1669 神奈川土木事務所 491-3363 西土木事務所 242-1313 中土木事務所 641-7681 南土木事務所 341-1106 港南土木事務所 843-3711 保土ヶ谷土木事務所 331-4445 旭土木事務所 953-8801 磯子土木事務所 761-0081 金沢土木事務所 781-2511 港北土木事務所 531-7361 緑土木事務所 981-2100 青葉土木事務所 971-2300 都筑土木事務所 942-0606 戸塚土木事務所 881-1621 栄土木事務所 895-1411 泉土木事務所 800-2532 瀬谷土木事務所 364-1105</p> <p>北部公園緑地事務所 353-1166 南部公園緑地事務所 831-8484 南部公園緑地事務所 都心部公園担当 671-3648 動物園課 671-4124 環境活動支援センター 711-0635</p> |
| 水道料金・下水道使用料 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉費金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付)の対象者となった方または、離職などで収入の大幅な減があり、一時的に支払いが困難な方 | ○ | 原則4か月 | ○ | | 令和2年4月1日受付開始 | <p>(1)水道料金及び下水道料金とあわせて請求している下水道使用料の場合 水道局お客さまサービスセンターへご相談ください。</p> <p>(2)井戸水に係る下水道使用料等、環境創造局で請求している下水道使用料の場合 環境創造局経理経営課へご相談ください。</p> | <p>(1)水道局お客さまサービスセンター 電話 847-6262</p> <p>(2)環境創造局経理経営課 電話 671-2826</p> |
| 一般廃棄物処理手数料 産業廃棄物処分費用 | 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払いが困難な後納搬入者 | ○ | 4か月 | | | 納期限が令和2年4月末日以降のもの | 一般廃棄物処理手数料等納期限延長申出書をご提出ください | <p>資源循環局総務課 電話 671-2538 資源循環局産業廃棄物対策課 電話 671-4099</p> |
| 市営住宅使用料 | 新型コロナウイルスの影響で収入が著しく減少しやむを得ず支払えない方 | ○ | 分割期間により個別に対応 | ○ | ○ | 新型コロナウイルスの影響が見込まれる当面の間 | 各指定管理者事務所にご相談ください | <p>建築局市営住宅課収納係 電話 671-2926</p> |
| 市営住宅保証金 | 新型コロナウイルスの影響で収入が著しく減少しやむを得ず支払えない方 | ○ | 分割期間により個別に対応 | ○ | | 新型コロナウイルスの影響が見込まれる当面の間 | 入居手続きの際にご相談ください | <p>建築局市営住宅課管理係 電話 671-2923</p> |
| 市営自転車駐車場 整理手数料 | 市営自転車駐車場の定期利用の方(4月現在) | | 定期利用の有効期間の月を2か月延長します | | | 令和2年4月現在の定期利用の方 | 特にありません | <p>道路局交通安全・自転車政策課 電話 671-3644</p> |

| 名称 | 対象者 | 相談に応じる内容 | | | | 対象期間 | 手続き | 問い合わせ先 市外局番 (045) |
|---------------|---|----------|-----------|----|----|--|---|---|
| | | 猶予 | 期間 | 分割 | 減免 | | | |
| 道路及び付属物占用料 | 横浜市道路占用料条例に基づき、占用料を支払っている方のうち、緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により納入期限までに納入が困難な占有者 | ○ | | ○ | | 令和2年度中に納期限が到来するもので、緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に限り当該期限を延長する。 | 以前に占用許可を受けた各区土木事務所又は道路局管理課までお問い合わせください。 | 鶴見土木事務所 510-1669 神奈川土木事務所 491-3363 西土木事務所 242-1313 中土木事務所 641-7681 南土木事務所 341-1106 港南土木事務所 843-3711 保土ヶ谷土木事務所 331-4445 旭土木事務所 953-8801 磯子土木事務所 761-0081 金沢土木事務所 781-2511 港北土木事務所 531-7361 緑土木事務所 981-2100 青葉土木事務所 971-2300 都筑土木事務所 942-0606 戸塚土木事務所 881-1621 栄土木事務所 895-1411 泉土木事務所 800-2532 瀬谷土木事務所 364-1105 道路局管理課 671-3525 |
| 土地貸付料 (道路局) | 道路局所管の土地を借り受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響で損害を被った方や事業を停止した方、本人や家族が新型コロナウイルスに感染した方など | ○ | 原則、令和2年度中 | ○ | | 令和2年度中に納期限が到来するもの | 道路局管理課までお問い合わせください。 | 電話 671-2770 |
| 港湾施設使用料 | 港湾施設条例に基づき港湾施設の使用許可を受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方 | ○ | 6か月間 | | | 令和2年5月31日に納期限が到来するもの (上記以降に納期限が到来するものについては、今後の状況等を踏まえて検討します) | 対象施設の使用許可申請手続きをいただいた部署へお問い合わせ下さい(右記参照)。 | 港湾局 賑わい振興課 671-2888 客船事業推進課 671-7272 保全管理課 671-7231 物流運営課 671-7261 [横浜港埠頭(株) 南部管理事務所 621-6321 北部管理事務所 521-8080 経営経理課 671-7295] |
| 土地建物貸付料 (港湾局) | 港湾局所管の土地・建物を借り受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方 | ○ | 6か月間 | | | 令和2年5月31日に納期限が到来するもの (上記以降に納期限が到来するものについては、今後の状況等を踏まえて検討します) | 右記連絡先へご相談ください | 【賑わい施設】 港湾局 賑わい振興課 671-2888 【客船施設】 港湾局 客船事業推進課 671-7272 【物流施設】 港湾局 管財第一課 671-7080 港湾局 山下ふ頭再開発調整課 671-7314 |
| 水域占用料 (港湾局) | 横浜港の港湾区域内における水域の占用等に関する条例に基づき、水域占用許可を受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方 | ○ | 原則、令和2年度中 | | | 令和2年8月31日に納期限が到来するもの (上記以降に納期限が到来するものについては、今後の状況等を踏まえて検討します) | 右記連絡先へご相談ください | 港湾局 管財第二課 電話 671-7130 |